

水産加工食品分析検査に係る実費相当額徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水産加工食品分析検査に係る実費相当額の徴収に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 水産加工食品分析検査を利用しようとする者は、検査申込書を提出し、事前に市長の承認を受けなければならない。

(使用者の範囲)

第3条 水産加工食品分析検査を利用できる者は、釧路市において水産業を営む者、又は釧路水産加工振興協議会に加盟している者とする。ただし市長が認めた場合はこの限りではない。

(実費相当額)

第4条 第2条の規定により利用の承認を受けた者は、当該検査に要した試薬及び消耗品等の費用（以下「実費相当額」という。）を負担するものとする。

2 実費相当額は、別表1に定める額とする。

3 釧路水産加工振興協議会に加盟している者（以下「会員」という。）については、別表1に定める実費相当額（会員）を適用する。

4 試薬及び消耗品等の価格が変更になった場合は、翌年度当初に別表1の額を見直すものとする。ただし、急激な物価の高騰があった場合には、必要に応じ見直すものとする。

(実費相当額の徴収)

第5条 実費相当額については、当月分の累計額を翌月10日までに市長が発行する納入通知書により使用者に請求し、月末までに徴収する。

(実費相当額の未納付による検査の拒否)

第6条 市長は、利用者が前月以前の実費相当額を納付していない場合は、検査の申込みを受け付けないことができる。

(実費相当額の不還付)

第7条 既納の実費相当額は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）分析検査に係る実費相当額について

検査項目		実費相当額 (通常)	実費相当額 (会員)	備考
菌 検 査	一般生菌数	626円	438円	1検体当たり
	大腸菌群	485円	339円	1検体当たり
	大腸菌	477円	333円	1検体当たり
	黄色ブドウ球菌	714円	499円	1検体当たり
	腸炎ビブリオ	502円	351円	1検体当たり
	サルモネラ	475円	332円	1検体当たり
	ふき取り	880円	616円	1検体当たり
成 分 検 査	水分	105円	73円	1検体当たり
	粗脂肪	1,840円	1,288円	1検体当たり
	塩分(モール法)	172円	120円	1検体当たり
	塩分(ナトリウム)	179円	125円	1検体当たり
	亜硝酸根	830円	581円	1検体当たり
	pH	368円	257円	1検体当たり

※上記実費相当額は、消費税及び地方消費税を含む。